

(証券コード3766)
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 隈 元 裕

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

近時、新型コロナウイルス感染リスク軽減に向けて、さまざまな対策が講じられておりますが、本総会につきましては適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催いたしますことをご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、ご来場をお控えいただき、書面による事前の議決権行使をご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階『白鳳』の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

本年も新型コロナウイルス感染拡大防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面を重複して行使された場合は、最後に到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際し提供すべき書面のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会におけるご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 新型コロナウイルス感染症の予防策として、運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。2. 新型コロナウイルスの感染リスク軽減のため、株主総会へのご来場を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での感染流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。3. 新型コロナウイルス感染状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があった場合には、インターネット上の当社のウェブサイト (https://www.sdcj.co.jp) に掲載させていただきます。 |
|---|

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案して、配当方針を決定しております。

上記方針に基づき当事業年度の期末配当につきましては、普通配当を前事業年度比2円増配し、15円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき15円
配当総額 51,109,725円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年6月22日開催の第55期定時株主総会において補欠監査役に選任された片山雅也氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かた やま まさ や 片山 雅也 (1977年8月2日)	2005年4月 司法研修所入所 2006年10月 弁護士登録 A Z X 総合法律事務所入所 2008年10月 松岡・浅田法律事務所入所 2009年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ（現弁護士法人ALG&Associates）入所 2013年11月 株式会社アヴァンセ・インテリジェンス社外監査役就任（現任） 2013年12月 株式会社アヴァンセ・ホールディングス取締役就任（現任） 2014年1月 弁護士法人アヴァンセリーガルグループ（現弁護士法人ALG&Associates）代表社員就任（現任） 2014年3月 行政書士法人アヴァンセリーガルグループ（行政書士法人ALG&Associatesに名称変更の後、2019年3月解散）社員就任 2014年4月 株式会社アヴァンセ・トラシード代表取締役就任（現任） 2014年10月 株式会社アヴァンセドットコム（現株式会社プラスステージ）取締役就任 2015年3月 株式会社松家ホールディングス（現株式会社ヒノキヤグループ）社外取締役就任（現任） 2015年8月 税理士法人アヴァンセリーガルグループ（現税理士法人ALG&Associates）代表社員就任（現任）	一株

(注) 1. 片山雅也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

2. 片山雅也氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 本議案が承認され監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告19頁に記載のとおりです。候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 片山雅也氏が代表を務める弁護士法人ALG&Associatesと当社とは顧問契約関係があります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が緩和され、持ち直しの動きがみられました。一方で、ウクライナ情勢等による不透明感が見られる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに注意するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があります。依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する情報サービス分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業のテレワーク環境の整備など、ワークスタイルの変革に対応すべくデジタルトランスフォーメーション（DX）への取り組みが加速しており、社会全体としてもデジタル化への更なる転換が求められております。一方で、景気の先行き不透明感などからIT投資に慎重な動きも見られ、引き続き国内外の動向を注視する必要があります。

このような状況の下、当社グループでは、新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに沿った対策を講じ、従業員の在宅勤務や時差出勤等を推進しつつ、継続案件や新規案件の受注確保、低採算案件の収益性の改善、人材育成及び採用活動への投資、人事制度や職場環境の整備、拡充に注力してまいりました。昨年12月には杉並区子育て優良事業者表彰制度において優良賞を受賞いたしました。また、新型コロナウイルスのワクチン接種案件を通じ、引き続きコロナ禍における社会貢献を果たしてまいりました。本社経費の抑制や税効果会計の影響もあり、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに当初の予想を大きく上回りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,339,027千円（前期は7,967,839千円）となり、営業利益は334,042千円（前期は212,449千円）、経常利益は354,354千円（前期は241,449千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は239,572千円（前期は167,635千円）となりました。

なお、当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これにより、当連結会計年度の売上高は99,689千円増加し、売上原価は64,023千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ35,665千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は、15,520千円増加しております。前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、経営成績に関する説明において前年同期比（%）を記載せずに説明しております。

システム開発事業につきましては、主要顧客からの受注拡大がございました。また、外注費用の抑制に加え、ローコード開発ツールを活用した開発業務が売上、利益ともに伸長し、利益率が向上いたしました。子会社の業績も順調に推移いたしました。なお、「収益認識に関する会計基準」等の影響による売上、営業利益の増加もありました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,331,715千円（前期は4,128,869千円）、営業利益は190,884千円（前期は109,608千円）となりました。

アウトソーシング事業につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種案件などのオンサイト型のBPOサービスが好調に推移し、コスト構造の改善が順調に進みました。主要顧客からのコンタクトセンターサービスなどの受注も引き続き業績に寄与しました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,007,311千円（前期は3,838,969千円）、営業利益は143,158千円（前期は102,841千円）となりました

ロ) 事業別売上高

事業区分	売上高（千円）	構成比（%）	前期比（%）
システム開発事業	4,331,715	51.9	－
アウトソーシング事業	4,007,311	48.1	－
合計	8,339,027	100.0	－

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資等は総額38,943千円であり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

システムズ・デザイン株式会社	建物附属設備他	35,275千円	全社
シェアードシステム株式会社	工具器具備品	1,010千円	システム開発事業

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2019年3月期)	第 54 期 (2020年3月期)	第 55 期 (2021年3月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	9,084,205	8,350,606	7,967,839	8,339,027
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	51,175	△265,414	241,449	354,354
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△) (千円)	105,421	△273,910	167,635	239,572
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損 失 (△) (円)	30.15	△78.96	49.23	70.33
総 資 産(千円)	5,910,462	5,075,000	5,356,277	5,440,131
純 資 産(千円)	3,913,956	3,528,393	3,664,641	3,878,731
1株当たり純資産額 (円)	1,119.39	1,036.30	1,076.31	1,138.35

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
シェアードシステム株式会社	10百万円	100%	システム開発業務
株式会社アイカム	10百万円	100%	コンタクトセンター業務
株式会社フォー	10百万円	100%	ID/ICカード発行業務

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

少子高齢化による労働人口の減少に加えて、デジタルトランスフォーメーション（DX）による社会変革が今後より一層進んでいくことが予想される中、IT人材等の技術者不足、その中でも専門技術を有する高度IT人材の確保が急務となっております。

また、企業が持続的な成長を続けていくためには、市場の変化や顧客企業の動向を捉え、株主の皆様のご期待にも応えられるよう収益力を高めていくとともに、上場企業として高い信頼を得るべく、コンプライアンスの徹底やコーポレートガバナンスの強化に努める必要があります。さらには、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けて、事業を通じての社会課題の解決やダイバーシティ、働き方改革に取り組み、社員が働きがいを高めて業務に従事できる環境を作っていくことも課題となっております。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループは、持続的・安定的な収益基盤の確立を図るとともに、今後のあるべき姿を見据えて、第55期より、第7次中期経営計画を遂行しております。

「足元を固め、お客様より一歩先へ」を基本メッセージに、「高収益基盤を確立する」、「社員の働きがい高める」を2つのビジョンとして定め、以下の5つの基本方針に基づき、各種施策に引き続き取り組んでおります。

①事業の選択と集中を進める

市場動向や競合会社、顧客企業ニーズの調査・分析を行い、今後も成長が見込まれる分野や新規事業分野の顧客企業や事業・サービスを選定、当社グループの強みや収益面も考慮し、不採算案件・ビジネスの極小化や、高収益案件・ビジネスへのシフトなど選択と集中を進めております。

また、グループ会社やビジネスパートナー各社との相互連携や情報共有をより一層強化し、グループ間の営業連携や共同開発などを拡大、ビジネスパートナーのサービスを活かした営業活動や事業展開などを推進しております。

②新しい価値を提案する

昨今のAIやIoTといったデジタル技術の革新を受け、顧客企業においては、従来の業務効率化を目的としたIT投資のみならず、これらを活用した事業競争力の強化や、事業モデルの変革を目指した攻めのIT投資需要が拡大基調にあります。

当社においても、「DX推進室」を設置し、デジタル技術を活用し、社内外に対して革新的な価値を創出することを目指しております。

③コンプライアンスを徹底する

当社グループでは、コンプライアンス違反を発生させない体制整備をより一層強化し、コンプライアンスに違反するリスクがないかの再点検と不正ができない仕組み作りに継続して取り組むとともに、コンプライアンス意識の維持・向上のための教育を、継続的に実施しております。また、縦連携、横連携による双方向コミュニケーションを促進し、内部統制を強化しております。

④人材を育成・確保する

若手人材に対しては、新たな経験を積ませ、仕事を通して自己実現を図り、より高い成果を出せる人材とするための教育やローテーションを実施し、中堅人材に対しては、プロジェクトマネジメント力を高めるOJT教育に注力するとともに、より得意な分野を活かすための教育やローテーションを組織横断的に実施することで、多様な人財が活躍できるよう社員の育成をしてまいります。またDX人材についても、デジタル技術やビジネススキルを身に着ける取り組みや、DXリテラシー教育などの実施により、育成してまいります。

これに加え、採用活動も積極的に実施し、日本人、外国人など国籍に関係なく、高度な技術力やマネジメント能力を持っている人財を引き続き確保してまいります。

⑤働きがいのある環境を作る

社会的課題である少子高齢化対策、長時間労働の是正、ダイバーシティ推進にも繋がる「働き方改革」により一層取り組み、働きやすい職場環境作りを進めるとともに、外国人、女性、障がい者、シニアを含むあらゆる人が働きがいを感じ、活躍できる環境作りを推進しております。

また、より働きがいのある誇りの持てる企業グループを目指していくうえでも、世界的に国際目標として推進されているSDGs等への取り組みも行い、社会課題の解決に繋がるソリューション開発を推進することなども含め、当社グループ全体として持続的成長が可能な社会の実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

第57期は、第7次中期経営計画の最終年度に当たります。中期ビジョンの実現に向けて一層の努力を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2022年3月31日現在)

当社グループは、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

① システム開発事業

企業向けの情報システムの企画、開発から運用までをトータル的にサポートするS Iサービスを提供しています。

② アウトソーシング事業

コンタクトセンター、データエントリーを中軸として、業務のアウトソーシングを行うB P OサービスやID / ICカード発行ソリューションサービスを提供しています。

(6) **主要な営業所及び工場** (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都杉並区
大 阪 支 社	大阪府大阪市北区
大 阪 医 療 リ モ ー ト セ ン タ ー	大阪府大阪市北区
成 増 事 業 所	東京都板橋区
エ ン ト リ ー セ ン タ ー	東京都八王子市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市西区
山 梨 事 業 所	山梨県甲斐市
山 梨 竜 王 セ ン タ ー	山梨県甲斐市

② 子会社

シエードシステム株式会社	東京都豊島区
株式会社アイカム	東京都文京区
株式会社フォー	東京都調布市

(7) **使用人の状況** (2022年3月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム開発事業	299 (33) 名	2 (△2) 名
アウトソーシング事業	131 (656) 名	2 (24) 名
全社 (共通)	74 (19) 名	△3 (1) 名
合計	504 (708) 名	1 (23) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② **当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
366 (403) 名	△2 (4) 名	40.2歳	10.1年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,760,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,342名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K a w a s h i m a	1,253千株	36.8%
光 通 信 株 式 会 社	216	6.4
水 元 公 仁	103	3.0
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	80	2.3
シ ス テ ム ズ ・ デ ザ イ ン 社 員 持 株 会	77	2.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	61	1.8
金 田 真 吾	57	1.7
川 村 洋 子	56	1.7
楽 天 証 券 株 式 会 社	52	1.5
細 谷 徳 男	50	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式を92,685株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象役員	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	2,500株	1名

- (注) 1. 交付対象役員には、会社役員であった者を含みます。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ) 自己株式の消却

2021年5月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 普通株式 440,000株
消却した日 2021年5月31日

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	隈 元 裕	ピー・シー・エー株式会社社外取締役 シェアードシステム株式会社取締役相談役 株式会社アイカム取締役相談役 株式会社フォー取締役会長
取 締 役	松 崎 吉 宏	システム開発事業担当 シェアードシステム株式会社代表取締役会長
取 締 役	吉 峯 英 彰	アウトソーシング事業担当 株式会社アイカム代表取締役会長 株式会社フォー取締役
取 締 役	長 谷 賢 一	管理業務担当 管理本部長兼経営管理部長 シェアードシステム株式会社監査役 株式会社アイカム監査役 株式会社フォー監査役
取 締 役	畠 山 道 子	
取 締 役	梶 本 繁 昌	アイビーシー株式会社社外取締役 沼尻産業株式会社社外取締役 楽天銀行株式会社社外監査役 株式会社Pro-SPIRE社外取締役
常 勤 監 査 役	岡 本 芳 明	
監 査 役	深 澤 公 人	深澤会計事務所所長 ピー・シー・エー株式会社社外監査役 学校法人サンテクノカレッジ監事
監 査 役	大 久 保 映 貴	T H総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役畠山道子氏及び取締役梶本繁昌氏は、社外取締役であります。
2. 監査役深澤公人氏及び監査役大久保映貴氏は、社外監査役であります。
3. 2021年6月22日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、監査役鈴木克明氏は任期満了により退任しました。
4. 2021年6月22日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、取締役岡本芳明氏は任期満了によ

り退任し、新たに監査役に選任され就任しました。

5. 2021年6月22日開催の第55期定時株主総会において、新たに長谷賢一氏は取締役役に選任され就任しました。
6. 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
 - (1)取締役松崎吉宏氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
 - ・2021年4月1日付で東日本システム営業本部長から外れております。
 - (2)取締役吉峯英彰氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
 - ・2021年4月1日付でアウトソーシング事業部長から外れております。
 - (3)取締役長谷賢一氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
 - ・2022年3月15日付で株式会社フォー監査役に就任しております。
 - ・2022年3月16日付でシェアードシステム株式会社監査役に就任しております。
7. 監査役深澤公人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、取締役畠山道子氏、取締役梶本繁昌氏、監査役深澤公人氏、監査役大久保映貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、当社が負う有価証券損害保険費用、訴訟費用、不祥事が生じた際の調査費用等の補償に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等を補填するものであります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での1年毎の更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ)取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を促進する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭による固定された基本報酬、および非金銭報酬である株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭による基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定された報酬とし、役位、職責、前年度の評価に基づく当社への業績貢献度等も考慮しながら、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、総合的に勘案して決定するものとする。

社外取締役を除く取締役の基本報酬は、役位に応じた固定部分と前年度の評価に基づく業績貢献度に応じた変動部分に分け、その合計額を金銭による固定の基本報酬として支給する。

社外取締役を除く取締役の固定部分は、役位に応じて定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の変動部分は、固定部分の0%から概ね23%の範囲で、前年度の評価を踏まえた担当業務における各期の業績貢献度等を総合的に勘案した評価に応じ7段階で定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位及び前年度の評価を踏まえた業績貢献度等に応じて定めることとし、代表取締役と取締役相互が協議を行い、各評価の妥当性を検討した上で代表取締役が原案を作成し、さらに、常勤監査役や社外取締役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

社外取締役の金銭による固定された基本報酬は、その職責に応じて定めるものとし、個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案

を作成し、常勤監査役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）とし、社外取締役を除く取締役を対象として、その取締役の退任時に交付するものとする。

株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）については、取締役会にて別途定める付与規程に従い、株主総会で決議された付与総数の範囲内で、毎年、1ポイントにつき当社の普通株式1株に相当するポイントを役位に応じて付与し、対象取締役が当社の取締役を退任する際に、当該退任の時の直後の時点で保有するポイントの合計数に応じて、1ポイントあたり当社株式1株を退職給与として交付するものとする。ただし、対象取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合など、株式報酬の付与規程にあらかじめ定められた一定の事由が生じた場合には、対象取締役に付与されたポイントを喪失させることができるものとする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬である株式報酬の比率の目安を9：1とし、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成となるよう、株式報酬の付与規程を取締役会にて定める。

□)当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	82,249千円 (7,800千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	12,000千円 (4,800千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	94,249千円 (12,600千円)

- (注) 1. 上記には、2021年6月22日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および常勤監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第40期定時株主総会において、取締

役については年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は3名になります。

4. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。

当事業年度における株式報酬引当金の繰入額

取締役 5名（社外を除く） 6,919千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梶本繁昌氏は、アイビーシー株式会社社外取締役、沼尻産業株式会社社外取締役、楽天銀行株式会社社外監査役及び株式会社Pro-SPIRE社外取締役であります。当社はアイビーシー株式会社、沼尻産業株式会社、楽天銀行株式会社及び株式会社Pro-SPIREとの間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役深澤公人氏は、深澤会計事務所所長、学校法人サンテクノカレッジ監事及びピー・シー・エー株式会社社外監査役であります。当社は深澤会計事務所及び学校法人サンテクノカレッジとの間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品の開発・組立や電話による顧客サポート等の取引関係があります。
- ・監査役大久保映貴氏は、TH総合法律事務所弁護士であります。当社は、TH総合法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ)当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 畠山 道子	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 梶本 繁昌	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 深澤 公人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 大久保 映貴	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。また、監査役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としておりません。

(5) **業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況**

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規程の遵守」「会社資産の保全」と認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社の企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「企業行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定め、その実践の為に、「コンプライアンス規程」を作成し、その徹底を図る。

当社役員及び使用人はこれらを率先垂範して実践する。

また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社「文書管理規程」及び「個人情報保護規程」、「情報システム運用管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

ロ) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

ハ) リスクが生じた場合、「リスク管理規程」に基づき、その重要度に応じて代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策委員会を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

- ロ) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。
 - ハ) 当社の取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- イ) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社グループにおける重要事項に関し定期的な状況の把握により、適切に管理する。
 - ロ) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ各社の内部監査を実施し、コンプライアンスに関する取り組み及び内部統制に関して状況の把握と改善策の指導、助言を行う。
 - ハ) 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス違反リスクを含むリスク対策として、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ) 監査役が職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとする。
 - ロ) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、それ以外の者の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ) 当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

- ロ) 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
 - ハ) 当社の取締役及び使用人は、当該報告を監査役に行ったことによって、社内で不利益な取扱いを受けないものとする。
 - 二) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は当社の監査役会の定めるところに従い、前イ、ロと同様に、当社の監査役に報告を行うものとする。前ハについても同様とする。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
 - ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ハ) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。
 - 二) 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表するとともに、当社において「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないことを徹底するための組織体制について規定し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを目的としております。
- 反社会的勢力排除を組織として推進するため、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、マニュアルに沿った業務活動を行うとともに、社内での教育、指導にも努めております。

当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取り組み

当社はコンプライアンス規程を制定するとともに、法務コンプライアンス担当を配置し、当社役員及び使用人に対して法令遵守の意識を高める企業コンプライアンス研修等の各種セミナーを開催する等、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

②職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会承認事項、稟議承認事項の各種区分に分けて、承認基準と意思決定を明確化しております。稟議承認事項についてはその重要性により、稟議決裁、事業部長決裁、部署長決裁、課長決裁と分けております。

また、稟議承認については電子決裁制度を導入し、手続きが効率的かつ迅速に行われるよう努めております。

③監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役及び幹部社員から懸案事項及び事業のリスクについてヒアリングを行う他、社長と年4回の意見交換を行っております。

④財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

当社では内部統制プロジェクトを立ち上げ、策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、年1回、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルール及び社内システムの改善につなげることで、内部統制システムの質的向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、安定配当の継続を基本方針としております。

内部留保につきましては、業務の一層の効率化を図るための設備投資、優秀な人材の確保・育成等社内体制の充実など経営基盤の強化に充当し、業容の拡大に取り組み、企業価値の増大を通じ、株主の皆様への利益還元を充実させることを基本とする方針であります。

このような方針のもと、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、期末配当金につきましては、普通配当を前事業年度比2円増配し、1株当たり15円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,146,437	流 動 負 債	1,061,004
現金及び預金	2,430,222	買掛金	42,142
受取手形、売掛金及び契約資産	1,584,153	リース債務	2,998
商品及び製品	30,875	未払金	530,934
仕掛品	2,204	未払法人税等	64,074
原材料及び貯蔵品	4,681	契約負債	42,285
その他	95,673	賞与引当金	174,966
貸倒引当金	△1,373	その他	203,602
固 定 資 産	1,293,694	固 定 負 債	500,395
有 形 固 定 資 産	297,698	リース債務	6,371
建物及び構築物	139,476	繰延税金負債	316
土地	107,273	役員株式報酬引当金	11,220
リース資産	8,528	退職給付に係る負債	443,444
その他	42,420	資産除去債務	3,113
無 形 固 定 資 産	309,788	その他	35,929
のれん	300,214	負 債 合 計	1,561,400
ソフトウェア	1,928	純 資 産 の 部	
その他	7,644	株 主 資 本	3,842,559
投資その他の資産	686,207	資本金	333,906
投資有価証券	67,851	資本剰余金	293,629
繰延税金資産	313,199	利益剰余金	3,259,717
その他	305,157	自己株式	△44,694
資 産 合 計	5,440,131	その他の包括利益累計額	36,172
		その他有価証券評価差額金	6,694
		退職給付に係る調整累計額	29,477
		純 資 産 合 計	3,878,731
		負 債 純 資 産 合 計	5,440,131

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,339,027
売上原価	6,578,764
売上総利益	1,760,262
販売費及び一般管理費	1,426,220
営業利益	334,042
営業外収益	20,311
受取保険金	526
受取利息	27
受取配当金	2,783
助成金収入	16,137
その他	836
経常利益	354,354
特別利益	5
固定資産売却益	5
特別損失	1,145
固定資産除却損	1,145
税金等調整前当期純利益	353,214
法人税、住民税及び事業税	87,171
法人税等調整額	26,470
当期純利益	239,572
親会社株主に帰属する当期純利益	239,572

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	333,906	293,182	3,261,064	△258,077	3,630,075
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			15,520		15,520
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	333,906	293,182	3,276,584	△258,077	3,645,596
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△44,262		△44,262
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			239,572		239,572
自 己 株 式 の 消 却			△212,177	212,177	-
自 己 株 式 の 処 分		446		1,205	1,652
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	446	△16,867	213,382	196,962
当 期 末 残 高	333,906	293,629	3,259,717	△44,694	3,842,559

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	12,235	22,330	34,565	3,664,641
会計方針の変更による累積的影響額				15,520
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,235	22,330	34,565	3,680,161
当期変動額				
剰余金の配当				△44,262
親会社株主に帰属する当期純利益				239,572
自己株式の消却				-
自己株式の処分				1,652
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,540	7,147	1,606	1,606
当期変動額合計	△5,540	7,147	1,606	198,569
当期末残高	6,694	29,477	36,172	3,878,731

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,057,314	流 動 負 債	656,834
現金及び預金	1,739,746	買掛金	16,773
受取手形、売掛金及び契約資産	1,202,970	未払金	295,817
商品及び製品	21,111	未払費用	27,541
仕掛品	1,926	未払法人税等	30,692
原材料及び貯蔵品	4,670	未払消費税等	62,463
前払費用	48,998	契約負債	13,340
関係会社短期貸付金	27,000	賞与引当金	174,966
その他	11,250	その他	35,239
貸倒引当金	△360	固 定 負 債	526,362
固 定 資 産	1,885,740	役員株式報酬引当金	11,220
有 形 固 定 資 産	223,050	退職給付引当金	485,932
建物	100,455	その他	29,210
構築物	0	負 債 合 計	1,183,196
工具、器具及び備品	19,181	純 資 産 の 部	
土地	102,848	株 主 資 本	3,746,649
リース資産	564	資 本 金	333,906
その他	0	資 本 剰 余 金	293,629
無 形 固 定 資 産	8,870	資本準備金	293,182
ソフトウェア	1,799	その他資本剰余金	446
その他	7,071	利 益 剰 余 金	3,163,807
投資その他の資産	1,653,819	利益準備金	25,743
投資有価証券	46,437	その他利益剰余金	3,138,064
関係会社株式	982,956	別途積立金	1,916,671
関係会社長期貸付金	87,750	繰越利益剰余金	1,221,393
差入保証金	86,267	自 己 株 式	△44,694
保険積立金	124,475	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,209
繰延税金資産	320,273	その他有価証券評価差額金	13,209
その他	5,660	純 資 産 合 計	3,759,858
資 産 合 計	4,943,055	負 債 純 資 産 合 計	4,943,055

損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,832,686
売上原価	4,593,959
売上総利益	1,238,726
販売費及び一般管理費	1,001,318
営業利益	237,408
営業外収益	12,710
受取保険金	526
助成金収入	7,738
受取利息	776
受取配当金	2,783
その他	885
経常利益	250,119
特別利益	5
固定資産売却益	5
特別損失	1,145
固定資産除却損	1,145
税引前当期純利益	248,979
法人税、住民税及び事業税	27,198
法人税等調整額	26,903
当期純利益	194,877

株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	333,906	293,182	－	293,182	25,743	1,916,671	1,268,012	3,210,427	△258,077	3,579,438
会計方針の変更による累積的影響額							14,942	14,942		14,942
会計方針の変更を反映した当期首残高	333,906	293,182	－	293,182	25,743	1,916,671	1,282,955	3,225,370	△258,077	3,594,381
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△44,262	△44,262		△44,262
当期純利益							194,877	194,877		194,877
自己株式の消却							△212,177	△212,177	212,177	－
自己株式の処分			446	446					1,205	1,652
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	446	446	－	－	△61,562	△61,562	213,382	152,267
当 期 末 残 高	333,906	293,182	446	293,629	25,743	1,916,671	1,221,393	3,163,807	△44,694	3,746,649

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 差	価 額 ・ 等	換 算 合 計	
当 期 首 残 高	11,909			11,909	3,591,348
会計方針の変更 に よ る 累 積 的 影 響 額					14,942
会計方針の変更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	11,909			11,909	3,606,290
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△44,262
当 期 純 利 益					194,877
自己株式の消却					-
自己株式の処分					1,652
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純 額)	1,300			1,300	1,300
当期変動額合計	1,300			1,300	153,567
当 期 末 残 高	13,209			13,209	3,759,858

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

システムズ・デザイン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎	康行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原	崇二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システムズ・デザイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

システムズ・デザイン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長崎	康行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福原	崇二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

システムズ・デザイン株式会社 監査役会

常勤監査役 岡本 芳明 ㊟

社外監査役 深澤 公人 ㊟

社外監査役 大久保 映貴 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図



ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階『白鳳』の間

■徒歩での経路

- ・新宿駅(西口)より徒歩約9分
- ・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由徒歩1分
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。